1.　ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ

1.1. ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ

標準準拠システムのデータ連携機能については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第10号（以下「共通機能の標準を定める命令」という。）」に規定されている。本仕様は、当該命令に規定された庁内データ連携を実現するためのファイル連携に関する詳細技術仕様書を規定し、必要な内容を補完的に説明するものである。

なお、事業者は共通機能の標準を定める命令と併せて、本仕様に従いファイル連携機能を構築し、地方公共団体が利用する形を想定している。

2. ファイル連携に関する詳細技術仕様書について

2.1. バケットについて

2.1.1. バケット作成単位

①　共通機能を提供する事業者はオブジェクトストレージ[1]上に業務の組み合わせごとのバケットを作成すること。

なお、標準準拠システムのファイル連携で必要となるバケット数については、CSPが提供するサービスの作成上限を踏まえ必要に応じて上限の拡張申請を行うこと。

例）住民基本台帳と印鑑登録の業務の組み合わせに対し、バケットを１つ作成する。

---

[1] ガバメントクラウドの各CSPが提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。